

※この法令は廃止されています。

平成十九年国家公安委員会規則第十号

国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則
 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

（発行等）

第二条 身分証明書は、委員長が発行する。

2 身分証明書の有効期間は、発行の日から起算して五年とする。

3 身分証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（携帯等）

第三条 委員長及び委員は、職務に従事するときは、身分証明書を携帯するものとする。

2 委員長及び委員は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（再発行）

第四条 委員長及び委員は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を委員長に届け出て身分証明書の再発行を受けなければならない。

一 身分証明書の記載事項に変更を生じたとき。

二 身分証明書を亡失し、又は滅失したとき。

三 身分証明書を破損し、若しくは汚損し、又は身分証明書の電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録をいう。）をき損したとき。

（返納）

第五条 委員長及び委員は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身分証明書（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した身分証明書）を委員長に返納しなければならない。

一 委員長又は委員の身分を失ったとき。

二 前条の規定により届出をしたとき（前条第二号に規定するものを除く。）。

三 身分証明書を亡失して再発行を受けた場合において、当該亡失した身分証明書を発見し、又は回復したとき。

四 身分証明書の有効期間が満了したとき。

附 則

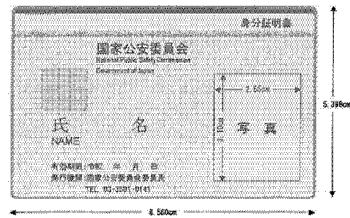
この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則 （令和元年五月二四日国家公安委員会規則第一号）
 この規則は、公布の日から施行する。

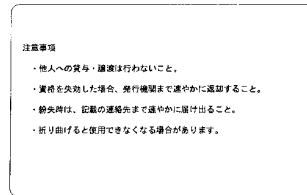
附 則 （令和五年三月一〇日国家公安委員会規則第三号）
 この規則は、令和五年三月十三日から施行する。

別記様式（第2条関係）

別記様式（第2条関係）（令元公安様1・一部改正）
 （表）



（裏）



備考 次に掲げる事項を身分証明書に組み込んだ半導体集積回路に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識できない方法をいう。）により記録すること。

- (1) 身分証明書の発行を受ける委員長又は委員の氏名及び生年月日
- (2) 身分証明書の有効期間の末日
- (3) 身分証明書ごとに付された番号